

■ 境町地域防災計画の改訂について

**令和4年度 境町地域防災計画
改訂案の概要**

令和4年12月26日

境町防災会議事務局

説明項目

- 1 計画策定の目的と位置づけ
- 2 境町防災会議の概要
- 3 町防災計画の構成と内容
- 4 改訂に影響する環境と特性
- 5 防災アドバイザー片田特任教授のご意見（要旨）
- 6 今回の主な改訂ポイント
- 7 各計画の改訂の概要
- 8 改訂業務予定

1 計画策定の目的と位置づけ

■ 境町地域防災計画策定の目的

地域防災計画（以下「町防災計画」）は**災害対策基本法**（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、本町の地域における**全ての災害**に対する

各計画の全体構成

① 災害予防

② 災害応急対策

③ 災害復旧・復興対策

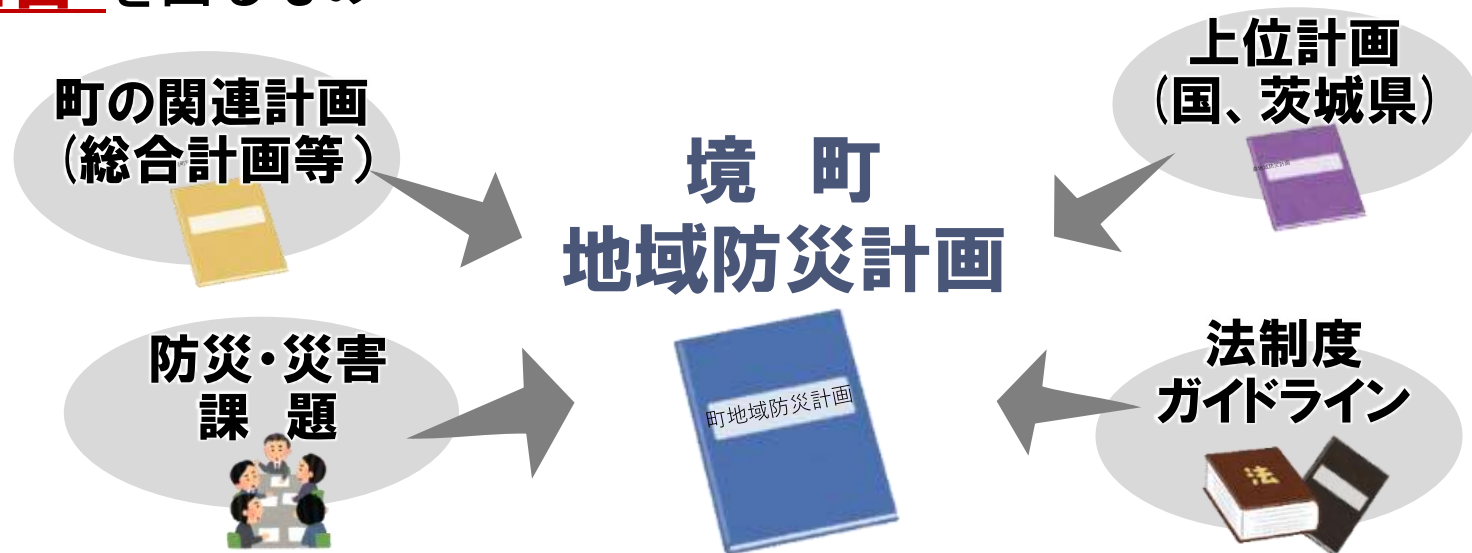
に関し、総合的・計画的な推進を図り、**住民の生命身体及び財産を災害から保護するとともに被害の軽減を図る**ことを目的として策定される計画

1 計画策定の目的と位置づけ

■ 町防災計画の位置づけ

町防災計画は、

- ① 災害対策に関する基本的かつ総合的な性格を有し、町に関わる防災関連計画の準拠となるもの
- ② 「茨城県地域防災計画」や、町政運営の最上位計画である「境町総合計画」や「境町国民保護計画等 関連計画・法令等との整合」を図るもの



2 境町防災会議等の概要

■ 防災会議の位置づけ等

町防災計画は、**境町防災会議条例**（昭和38年2月12日条例第2号）第3条に基づき、**会長（町長）に任命**された第1号～10号までの防災会議委員（30人以内）で構成する「**境町防災会議**」が策定する計画

- 1号委員：**指定地方行政機関**の職員
- 2号委員：**茨城県の知事**の部内の職員
- 3号委員：**茨城県警察**の警察官
- 4号委員：**町の部内**の職員
- 5号委員：**教育長**
- 6号委員：**消防団長**
- 7号委員：**指定公共機関**又は**指定地方公共機関**の職員
- 8号委員：**茨城西南広域消防本部**の職員
- 9号委員：**自主防災組織を構成**する者又は**学識経験**のある者
- 10号委員：**その他特に必要**と認められた者

《参考》境町防災会議委員

令和4年度 境町防災会議委員

令和4年度 境町防災会議委員			
1号	① 国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所 所長	8号	⑱ 茨城西南広域消防本部 坂東消防署長 ⑲ 同 境分署長
2号	② 茨城県古河保健所 所長 ③ 茨城県境工事事務所 所長	9号	⑳ 境町区長会会長（松岡町1区長） ㉑ 東京大学大学院 情報学環 片田特任教授
3号	④ 茨城県境警察署 署長	10号	㉒ 境町議会 議長 ㉓ 長井戸沼土地改良区 理事長 ㉔ 陸自第102施設直接支援大隊 大隊長 ㉕ 境町商工会 会長 ㉖ 茨城JAむつみ 代表理事組合長 ㉗ 民生委員・児童委員連合協議会 会長 ㉘ さしま環境管理事務組合 事務局長 ㉙ 茨城県境町国際交流協会 会長 ㉚ 境町ボランティア連絡協議会 会長
4号	⑤ 境町副町長 ⑥ 総務部長 ⑦ 企画部長 ⑧ 町民生活部長 ⑨ 福祉部長 ⑩ 建設農政部長		
5号	⑪ 境町教育長		
6号	⑫ 境町消防団長		
7号	⑬ 東京電力パワーグリッド株式会社 下館支社 古河事務所 所長		
	⑭ 茨城西南医療センター病院 施設課長		
	⑮ 境町社会福祉協議会 会長		
	⑯ NTT東日本栃木支店 支店長 ⑰ 茨城県建設業協会境支部 支部長		

■ 町防災計画の検討・修正義務

災害対策基本法 第42条の規定に基づき毎年見直し、国の防災基本計画や茨城県の地域防災計画との整合を図りながら **関連計画・関係法令等の変更、町の組織変更や社会的条件に大きな変化**のある場合等に、**防災会議により審議し必要な修正**を行うようになっている。

平成26年度 境町地域防災計画全改訂

■ 水害避難タワーの建設
に向けた修正

■ 避難所の指定

などの軽微な部分修正・・・

8年ぶりとなる全改訂

3 町防災計画の構成と内容

町防災計画の構成と内容

第1編 総 則	計画の目的・位置づけなどの <u>前提の整理</u> を行い、防災対策基本方針を明確にするとともに、 <u>地域の特性及び想定される災害について整理</u> したもの
第2編 風水害対策計画	<u>大雨や台風などにより、河川等の氾濫や浸水などによって起こる災害を想定</u> し予防計画、応急対策計画、復旧・復興対策計画について整理したもの
第3編 震災対策計画	<u>地震によって起こる災害を想定</u> した予防計画、応急対策計画、復旧・復興対策計画について整理したもの
第4編 原子力災害対策計画	<u>原子力発電所等の事故などにより、緊急事態に伴う屋内退避や避難が必要</u> となったとき及び <u>他の自治体の広域避難にかかる受入れ</u> などについて、予防計画、応急対策計画について整理したもの
第5編 一般災害対策計画	<u>「航空災害」「道路災害」「危険物等災害」「大規模な火事災害」「林野火災」「雪害」「感染症」</u> などに対する予防計画、災害応急対策計画について整理したもの
資 料 編	上記計画の <u>補足として、データや図表等をまとめたもの</u>

4 改訂に影響する環境と特性

1 自然災害の多発等近年における大規模災害の傾向

「頻発化」「激甚化」「広域化」「長期化」が近年の災害の特徴

2 大規模災害に伴う法整備と意識改革の必要性

各種法令、ガイドライン等の改正と、未だ「公助」に依存する体制の見直し、**特に住民の意識改革**の必要性がクローズアップ

3 IT、SNS等の普及・発展・拡大

官民の各種情報収集ツール・情報ネットワークの整備による**情報の多様化・視覚化・データ化**

4 境町における災害対応

平成23年以降、**大規模地震、大規模内水氾濫、新型コロナウイルス感染症等各種災害を経験**、特に令和元年の東日本台風では、全国初の広域避難を実施する等、今回の改訂までにあらゆる災害対応を通じ、町としての**災害対応・体制の基本を習得**

5 防災アドバイザー片田特任教授のご意見(要旨)

1 境町の取組みについて

※ 第2回境町防災会議議事録抜粋

- 境町はいち早く広域避難の取組みを進めていたおかげで、色々問題はあったと思うがしっかりとした対応ができた。そもそも広域避難という言葉すらまともにない状況の中で、それをしっかり行政として地域としてできたというのは、町長が長年取り組んできた成果である。
- 境町は広域避難関係の施策を積極的に進めていただいております、全国の模範となるような動きをとっておられる。水害避難タワーやモバイル建築などの一つひとつの事業において、先進的にいろいろな取組みを積極的に進めていただいている
ただ、そうはいってもまだまだ課題が多いことは事実である。これだけ大変な問題を整理しようとしているわけで、そこに向かって果敢に取り組んでいただいている境町の防災には心から敬意を示したいと思う。いずれにしても、これからの大きな問題、注目される問題になってくる。そこで町長のリーダーシップが発揮できている、全国的に見ても先進事例といわれることが次々と展開されているという状況は、今後も維持していただきたい。

2 これからの防災における行政のあり方について

- 防災は行政がやるものとして、対策の強化の陰で住民の防災行政に対する期待依存度の高まり、それは安心の高まりといえるかもしれないが、安心していることそのものが危機となっている。
- 行政は一人ひとりがこうすべきと災害時に指示することもできない。行政に過剰な期待をしないでほしい。判断すべきはあなたで、行政に命を委ねないでほしいという内容を内閣府中央防災会議の報告書に国民に向けてのお願いのメッセージとして出している。
- 町民が懸命に動こうとしたときに行政がそれをしっかりサポートできているということが大事であって、行政が住民の皆さん一人ひとりを避難させて差し上げるわけではない。ここ最近の議論では、防災は西日本豪雨を境に「防災は行政サービスではない、行政サポートである」と断言している。
- 役場は町民の皆さんを守っておりますとってはいけない。守るよう頑張っておりますという言葉は言ってもよいが、守るのはあなただという意識、自分で行動するのはあなただということを、しっかり町民の皆さんにお伝えする。

3 今回の境町地域防災計画の改訂について

- 今回の境町の地域防災計画の改訂の大きな特徴としては、時系列、事態の展開に沿って何をしなければいけないかについて記載されている。こういう構成をしたものを他の自治体では見たことがない。

大変ユニークでもあり、実効性が高くなったということで大変良いものになったという感じがしている。

- その中においても、人命救助について非常に重視して書かれていることについても注目に値する。町長の「犠牲者『ゼロ』」にするという意思が人命救助を重視した構成に繋がっていることも評価に値する。

- 町の地域防災計画も台風19号など、いろいろなことを踏まえて改善していただいているということに大変良い改訂が行われると思う反面、一方で頭をよぎるのはそれに整合するだけの町民の意識がなければいけないという思いである。

- この地域防災計画がこれほど高いレベルで改訂されようとしているのであるならば、それに整合するだけの町民であられるよう努めていただくといくことをぜひ行政の記憶には留めたい。

6 今回の主な改訂のポイント

《目 標》 大規模災害における犠牲者「ゼロ」

《ポイント》 「自らの命は自ら守る」

1 町の計画として整理

- ① 町を主語（立場）として町で実施すべき対応を見直し、全体を整理
- ② 国、県、町の責任・権限に基づき見直し・整理
- ③ 町の組織改編、関係機関との関係、協定の締結等の実態に整合

2 法令、県・国の計画等の改訂を踏まえて整理

- ① 災害対策基本法、災害救助法、水防法等法令の改訂
- ② 防災基本計画、県地域防災計画、新たな浸水想定・地震想定、各種ガイドライン等改訂

3 近年に経験した災害等の対応実績・教訓を踏まえて整理

- ① 平成23年 東日本大震災における地震対応
- ② 平成27年 関東・東北豪雨における内水氾濫対応
- ③ 令和元年 東日本台風における広域避難対応
- ④ 新型コロナウイルス感染症などの感染症対策

4 町の防災・減災への取り組み等を反映

① 広域避難

広域避難所、水害避難タワー・PFI住宅・町外の緊急避難場所等の確保

② ハード対策

雨水バイパス管・河川整備、河川防災ステーション・防災公園等拠点整備

③ ソフト対策

防災アプリ・防災行政無線等の整備、ドローンの活用等

④ 国難級の大規模災害への対応

モバイル建築の社会的備蓄、全国支援ネットワークの構築

5 町の他の計画との整合及び準拠として整備

① 境町総合計画、立地適正化計画等の町の方針に整合

= 防災の重点である水害対策を重視

② 防災に係る各種計画（BCP、受援計画、広域避難計画、除雪対処計画） 及び各種マニュアル（初動対応、避難所運営、避難輸送等各種マニュアル） の準拠として整理（整合）

7 各計画の改訂の概要

主な改訂のポイントを踏まえ、各計画の対象とする災害リスク等を明確にして再整理

第1編 総則

- ・ 各対策計画の基礎となる町の地域・災害特性等を踏まえて全体を構成
- ・ 町で過去に発生した災害や、最も災害リスクの高い水害に影響を与える地形特性や水系等について追記

第2編 風水害対策画

- ・ 利根川等の大規模水害における広域避難への対応を焦点に内水氾濫を包含し、発災前の避難行動までと発災後の応急活動を区分して計画全体を時系列の構成に見直し、記述内容を具体化して計画体系を修正

第3編 震災対策画

- ・ 新たな地震想定に基づき、特に被害の大きい茨城・埼玉県境地震を主な対象とし、発災後の被災状況の把握、救助・捜索活動について具体化し、風水害対策との対策の違いを明確化

第4編 原子力災害 対策計画

- ・ 原子力災害における用語の定義、数値基準等の基礎的事項を追加
- ・ 福島県いわき市、水戸市の原子力災害対策計画に基づく 広域避難者の受入れについて追記

第5編 一般災害 対策計画

- ・ 蓋然性ある 雪害時の体制・対応を追記
- ・ 現在のコロナ禍を踏まえ、各種感染症全般（人及び動物）にわたる対応について、その実績を踏まえて追記

資料編

- ・ 各計画の根拠となる資料を 現状に整合し、努めて 計数的かつ要図化に努めて追記
- ・ 経験した災害の 気象条件、被害状況、対応記録、及びアンケート結果等を統計資料としてまとめ追記
- ・ 防災拠点・防災施設・防災設備、町の防災上の取組み等を追記

8 改訂業務予定

スケジュール	業務内容	事務局	庁内	関係機関, 県	町民
令和4年 4月下旬	(1) 計画準備 (2) 資料収集・整理	資料収集、改訂方針等検討			
5月	(3) 地域防災計画の改訂	改訂計画の素案⇒草案作成			
6月		・課内での修正・確認 ・庁内、関係機関、茨城県等への確認に向けた資料作成			
7月					
8月	(4) 庁内、関係機関、茨城県等との調整・協議への支援	改訂計画草案 完成			
9月		改訂計画の原案の作成			
10月	(5) 検討会議(防災会議)に向けた資料作成	改訂計画の原案の作成			
11月		改訂計画原案 完成			
12月		改訂計画の修正案の作成			
1月		改訂計画修正案 概成			
2月		改訂計画の最終案の作成			
3月	印刷・製本	改訂計画最終案 完成			
		改訂計画 完成			
		印刷データ作成			

・防災会議委員任命依頼
・資料、任命書郵送

6月23日通知(書面)

第1回防災会議

庁内各課への
意見照会

10月7日(対面)

第2回防災会議
(意見照会10/28まで)

庁内各課への
意見照会

議会全員協議会

パブリック
コメント
1月上旬まで

県への確認
意見照会

2月7日(対面)

第3回防災会議
(策定)

庁内、関係機関・自治体等配布

HP等広報

現時点